

西脇市特定建築行為に係る手続に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西脇市特定建築行為に係る手続に関する条例(令和2年西脇市条例第34号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(近隣関係者)

第3条 条例第2条第7号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権(建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。))をいう。)を有する者
- (2) 事業区域に隣接する土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
- (3) 地元自治会(事業区域又は事業区域に隣接する土地を含む町に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。)に所属する関係住民
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が近隣関係者として認める者(事前協議)

第4条 条例第4条第1項の規定による事前協議の申出は、事業計画事前協議申出書(様式第1号)によるものとする。

2 前項に規定する申出書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。

3 条例第4条第2項第6号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 建築物の用途
- (2) 営業開始予定日

4 条例第4条第3項の規定による通知は、事業計画事前協議終了通知書(様式第2号)によるものとする。

(標識)

第5条 条例第5条の規則で定める標識は、様式第3号によるものとする。

(近隣説明会)

第6条 条例第6条第4項の規定による報告は、近隣説明会実施記録(様式第4号)によるものとする。

2 前項に規定する実施記録には、別表第2に掲げる図書を添付しなければならない。

(事業計画の届出)

第7条 条例第7条第1項の規定による届出は、事業計画届出書(様式第5号)によるものとする。

2 前項に規定する届出書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、既に市長に提出されている当該図書の内容に変更がない場合は、その添付を省略することができる。

(事業計画の変更届出)

第8条 条例第7条第2項の規定による届出は、事業計画変更届出書(様式第6号)によるものとする。

2 前項に規定する届出書には、別表第3に掲げる図書を添付しなければならない。

3 条例第7条第2項に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第4条第2項第4号に掲げる事項のうち、施工者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)の変更

(2) 条例第4条第2項第5号に掲げる事項のうち、条例第7条第1項の規定による届出に係る特定建築行為の着手予定日を当該予定日前の日にする変更以外の変更

(3) 第4条第3項第2号に規定する営業開始予定日を当該予定日以降の日にする変更

(事業計画の受理)

第9条 条例第7条第3項の規定による通知は、事業計画(変更)受理書(様式第7号)によるものとする。

(着手等の届出)

第10条 条例第8条第1項の規定による届出は、特定建築行為着手届出書(様式第8号)によるものとする。

2 条例第8条第2項の規定による届出は、特定建築行為完了届出書(様式第9号)によるものとする。

3 前項に規定する届出書には、別表第4に掲げる図書を添付しなければならない。

(処理状況の報告)

第11条 条例第10条第2項の規定による報告は、事業処理状況報告書(様式第10号)によるものとする。

(公表の方法)

第12条 条例第11条第2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 西脇市公告式条例（平成17年西脇市条例第3号）第3条に規定する掲示場への掲示
- (2) ホームページへの掲載その他市長が必要と認める方法
（書類の提出部数）

第13条 この規則の規定により市長に提出する書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（西脇市パチンコ店、ゲームセンター及びラブホテルの建築等の規制に関する条例施行規則並びに黒田庄町環境保全に関する規則の廃止）
- 2 西脇市パチンコ店、ゲームセンター及びラブホテルの建築等の規制に関する条例施行規則（平成7年西脇市規則第23号）並びに黒田庄町環境保全に関する規則（平成2年黒田庄町規則第4号）は、廃止する。

別表第1（第4条、第7条関係）

図書の種類	縮尺	明示すべき事項等
1 位置図	1/10,000以上	(1) 方位 (2) 事業区域の位置 (3) 事業区域周辺の都市施設（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第5項に規定する都市施設をいう。以下同じ。）及び都市計画施設（都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。以下同じ。）の位置及び名称 (4) 交通機関の名称及び経路 (5) 事業区域内外の雨水の流末及び河川への経路 (6) 事業区域内外の汚水の流末
2 区域図	1/2,500以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界（朱線書） (3) 土地の形状 (4) 市町界 (5) 市町の区域内の町及び字の境界
3 現況図	1/2,500以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界（朱線書） (3) 地形 (4) 事業区域及び周辺の公共施設の位置、形状及び名称 (5) 特定建築行為の妨げとなる工作物等の物件
4 土地利用計画図	1/1,000以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界（朱線書）

		(3) 工区界 (4) 公共施設の位置、形状及び名称 (5) 建築物の敷地の形状 (6) 建築物の位置、形状及び用途 (7) 駐車場の位置、形状及び区画 (8) 看板の位置
5 建築物計画図		(1) 配置図 (2) 各階平面図 (3) 立面図 (4) 断面図
6 排水流域図	1/1,000以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界（朱線書） (3) 集水系統のブロック別色分け (4) 地表水及び排水施設の水の流れ方向 (5) 流量計算書との照合符号 (6) 放流先水路断面
7 排水施設計画平面図	1/500以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界（朱線書） (3) 排水施設の位置、種類、材料、形状、断面、内法寸法、勾配、水の流れの方向及び吐口の位置 (4) 放流先河川及び水路の名称 (5) 流量計算書との照合符号 (6) 道路公園その他の公共施設及び建築物の敷地等の計画高 (7) 污水处理施設の位置及び形状
8 字限図及び地籍図		(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 地番及び筆界 (4) 里道 (5) 水路
9 用途地域図		事業区域の用途地域が分かるもの
10 土地・建物登記簿謄本		事業区域及び隣接地の地番全部
11 法人登記簿謄本（法人の場合のみ）		
12 現況写真		事業区域内及び事業区域周辺の状況が分かるカラー写真
13 完成予想カラー図		
14 隣接権利者の意見及び回答一覧（条例第7条第1項の規定による事業計画の届出時のみ）		(1) 隣接権利者の氏名及び住所 (2) 隣接権利者の意見及びその回答
15 その他市長が必要と認める書類		
備考 この表において、「隣接権利者」とは、第3条第1号及び第2号に該当する者をいう。		

別表第2（第6条関係）

図書の種類	明示すべき事項等
1 近隣説明会出席者名簿	出席者の氏名及び住所
2 意見及び回答一覧	出席者の意見及びその回答

3	近隣説明会配布資料	
4	近隣関係者が特定建築行為に同意したことが分かる書類	(1) 同意者の氏名及び住所 (2) 特定建築行為の内容
5	標識の写真	標識の設置状況及び設置日が分かるカラー写真
6	その他市長が必要と認める書類	

別表第3（第8条関係）

図書の種類	明示すべき事項等
1 変更内容の分かる図書	(1) 特定建築行為を行う場所及び用途地域の変更内容 (2) 建築物の構造及び規模の変更内容 (3) 特定建築行為に係る工事の種別の変更内容 (4) 建築主の変更内容 (5) 営業者の変更内容 (6) その他市長が必要と認める事項に関する変更内容
2 その他市長が必要と認める書類	

別表第4（第10条関係）

図書の種類	縮尺	明示すべき事項等
1 工事写真		特定建築行為の各工程の状況及び特定建築行為完了後の状況が分かるカラー写真
2 位置図	1/10,000以上	(1) 方位 (2) 事業区域の境界（朱線書） (3) 事業区域周辺の都市施設及び都市計画施設の位置及び名称 (4) 交通機関の名称及び経路 (5) 事業区域内外の雨水の流末及び河川への経路 (6) 事業区域内外の汚水の流末
3 建築物完成図		(1) 配置図 (2) 各階平面図 (3) 立面図 (4) 断面図
4 その他市長が必要と認める書類		